

苫小牧テニス協会 慶弔規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、本会関係者の慶弔について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規定において、「本会の役員」とは、顧問、正副会長、正副理事長、監査、理事をいう。

(慶 事)

第3条 本会の役員、並びに本会の発展に顕著な功績のあった者の慶事については、その都度、正副会長、正副理事長、事務局長で協議し、適切な方法をもって祝意を表す。

(弔 事)

第4条 本会の役員、並びに本会の発展に顕著な功績のあった者等が死亡した場合は、遺族に対して、次により弔慰金等を贈る。

(1) 本会の役員

香典10,000円、弔電及び献花等

弔電及び献花等の金額については、正副会長、正副理事長、事務局長で協議し、適切に対処する。

(2) 本会の発展に顕著な功績のあった者等

特別な場合は、理事会において審議、決定する。ただし、急を要する場合は、正副会長、正副理事長、事務局長で審議、決定し、後日、理事会に報告する。

附則

1. 本規定は、平成29年10月1日より施行する。
2. 本規定は、令和7年4月1日より一部改正する。